

公立大学法人滋賀県立大学企業・団体広告等（就職関係）取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）における就職に関する企業・団体の広告等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、「広告等」とは、画像や文章、動画等で示された情報で、広告等の許可を受けた企業・団体（以下「広告主」という。）の情報を広告等するものをいう。

（広告等の方法）

第3条 広告等の方法は別に定める。

（広告等の基準）

第4条 広告等の内容は、広告等として公共性、品位および信頼性を損なうおそれのないものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告等を行わない。

- (1) 政治性または宗教性のあるもの
- (2) 社会問題についての主義または主張
- (3) 誇大または虚偽のおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) 第三者をひぼう、中傷または排斥するもの
- (6) 風俗営業および風俗営業に類似した業種に関するもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) 法令、規則等に反するもの
- (9) その他広告等として適当でないと法人が認めるもの

（広告等の規格）

第5条 広告等の規格は、別途法人が指定する。

2 広告等の禁止表現は原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、広告等を行わない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (3) 実際には機能しないもの
- (4) 閲覧者が法人に関する情報と錯誤するおそれがあるもの
- (5) その他広告等の表現として適当でないと法人が認めるもの

3 広告等の表現または配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合は、その内容を制限することができる。

（広告等の募集方法）

第6条 広告等の募集は、原則として公募により行う。

(広告等の申込み)

第7条 広告等を希望する者は、広告等申込書(様式第1号)により、理事長に申し込むものとする。

(広告等の決定)

第8条 理事長は、前条の規定により申込みがあった場合は、第3条および第4条の規定に基づき審査し、決定する。

2 規定の枠数を超えて申込みがあった場合で、前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができない場合は、抽選により決定する。ただし、抽選に先立って申込者と調整を行うことができる。

3 理事長は、前各項の規定により広告等の可否を決定したときは、公立大学法人滋賀県立大学就職情報誌企業・団体広告等決定通知書(様式第2号)により当該申込者に通知する。

(広告等媒体の作成および提出)

第9条 広告主は、広告等媒体を第4条および第5条の規定に基づき作成し、法人が指定する日までに、法人に提出するものとする。

2 前項の規定により準備する広告等に関する経費は、広告主が負担するものとする。

3 法人は、第1項の規定により提出された広告等の内容が第4条または第5条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告料)

第10条 広告料は、別に定める。

2 広告主は、法人が発行する請求書により、広告料を原則として、一括前納するものとする。

(広告等の取消し)

第11条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告等を取り消すことができる。

(1) 第9条第1項の規定により定められた日までに広告等媒体が提出されないとき。

(2) 第10条第2項の規定により定められた日までに広告料が納付されないとき。

(3) 第4条または第5条の規定に反すると判断したとき。

2 理事長は、前項の規定により広告等を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 法人は、前各項の規定により広告等を取り消した場合で、既に広告料が納付されているときは、納付済みの広告料は広告主に返還しない。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告等の内容その他広告等に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告等により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任および負担において解決しなければならない。

(協議)

第13条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、法人と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要領は令和5年9月14日から施行する。